

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年3月から18年8月までは22万円、同年9月及び同年10月は26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の15万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成17年3月及び同年4月は22万円、同年5月から同年9月までは20万円、同年10月から18年3月までは24万円、同年4月から同年10月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月1日から18年11月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、オンライン記録における標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額とされていた。

このため、社会保険事務所（当時）に相談した結果、A社は、平成20年12月に訂正届を提出したが、申立期間については、時効により厚生年金保険料を納付することができず、保険給付に反映されない期間とされているので、本来の標準報酬月額に見合う保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当

初 15 万円とされていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 20 年 12 月に、17 年 3 月から 18 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書及び A 社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び A 社が保管する賃金台帳における給与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 3 月及び同年 4 月は 22 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 18 年 3 月までは 24 万円、同年 4 月から同年 10 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年12月までの期間及び48年2月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年12月まで
② 昭和48年2月から49年6月まで

私は、20歳になってから間もなく、町役場から送付されてきた国民年金保険料の払込書等により、町役場で複数回納付していたにもかかわらず、申立期間①が未納とされていることに納得がいかない。

また、昭和48年2月から居住していた地区では、集金人に国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月30日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち、45年1月から47年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、申立期間①のうち47年4月から同年12月までの期間及び申立期間②のうち48年2月から49年3月までの期間については過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと申し述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間について、申立人は、当時、居住していた村の納付組織は国民年金保険料を年度初めの4月分から集金することとしていたことから、オンライン記録での申立人の国民年金保険料の初回納付月が、年度の途中である「昭和49年7月」となるはずがなく、当該期間の国民年金保険料を集金人に納付していたはずである旨を主張しているところ、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び役場

が保管する出納簿により、申立人と同時期に当該村で国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の保険料納付状況を確認したところ、年度の途中の保険料であっても、集金人に納付していたものと考えられる記録が相当数見られることから、当時、同村の納付組織では、国民年金の加入手続を行った者について、年度の途中の月分からであっても国民年金保険料の集金を開始していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から54年3月まで

私は、私の母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月4日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人の居住する市町村によれば、申立期間当時、納税組合が現年度以外の国民年金保険料を集金することはなかったと説明している上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は73か月と比較的長期間に及んでいる上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続をした時期及び国民年金保険料の納付時期や納付金額について記憶が明確でない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月上旬から同年 11 月上旬まで
② 昭和 62 年 11 月上旬から 63 年 4 月上旬まで

私は、申立期間①はA社のB支所に、申立期間②はC社のD支所に、営業職としてそれぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社が製造販売する商品のパンフレット類、同社の購入申込契約書の見本を所持していることなどから、同社に勤務していた旨を主張している。

しかし、オンライン記録により、申立期間①当時、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚からは、申立人の同社での勤務状況についての供述が得られない。

また、申立期間①当時、A社のB支所に幹部営業社員として勤務していたと申し述べている同僚は、「A社の営業職には、入社から3か月以上の見習期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。私も、入社後約6か月经過してから厚生年金保険に加入させてもらった。」旨を供述している。

さらに、申立人が提出した、A社のE事業所（B支所との関係は不明）の住所及び電話番号が記載された名刺で確認できる同僚の氏名は、オンライン記録によると、同社で厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、申立人が提出した銀行預金口座の通帳により、昭和62年12月から63年3月まで、毎月、C社から振込みされていることが確認できることなどから、同社に勤務していた旨を主張している。

しかし、オンライン記録により、申立期間②当時、C社で厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚からは、申立人の同社での勤務状況についての供述が得られない。

また、C社のD支所での責任者であったとされる同僚は、「C社では、規程により、事務職及び現場監督は厚生年金保険に加入させていたが、営業職は業務委託扱いとし、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨を供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時、C社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚の職種は、管理職又は事務職であり、営業職で厚生年金保険に加入している同僚は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間②当時、健康保険証が発行されていた証拠として、前述の銀行預金口座の通帳により確認できる、昭和63年8月の医療機関からの振込金額が、同年1月に当該医療機関に支払った医療費自己負担相当額の還付金である旨を主張しているが、申立人の主張内容を裏付ける資料等は確認できない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。